



令和4年度からの国民健康保険税

固 保険医療課 2173

課税限度額が変更になります

町では、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、令和4年度から国民健康保険税の課税限度額を次のとおり改定します。ご加入の皆様には、ご理解とご協力をお願いします。

課税限度額

	令和3年度	令和4年度
医療保険分	61万円	→ 63万円（2万円増）
後期高齢者支援分	19万円	（変更なし）
介護保険分（40～64歳が対象）	16万円	→ 17万円（1万円増）

未就学児の均等割額を5割軽減します

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、未就学児の均等割額の軽減措置を行います。子育て世帯への経済的負担軽減の観点から、広く未就学児がいる国保世帯に対して、一律に未就学児の均等割額の5割を減額します。

申請をしていただく必要はありません。

なお、すでに低所得者の均等割額軽減が適用されている場合は、当該軽減後の均等割額の5割を減額します。

※未就学児…6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者

令和4年度の未就学児1人に係る均等割額（年額）

低所得者の均等割額 軽減割合	低所得者の均等割額 軽減措置後	未就学児減額分	減額後 未就学児均等割額
7割軽減	9,480円	4,740円	4,740円
5割軽減	15,800円	7,900円	7,900円
2割軽減	25,280円	12,640円	12,640円
軽減なし	31,600円	15,800円	15,800円

※表中の税額は、医療保険分と後期高齢者支援分の均等割合計額です。

※未就学児が2人以上加入している場合や所得割額によっては、100円未満の端数調整が生じますので、実際の均等割額が必ずしもこの金額とは限りません。

※未就学児均等割額減額後の税額が課税限度額を超過している場合は、課税限度額が税額となります。

均等割額の減額措置を終了します

令和3年度において、均等割額の減額措置を行ってきましたが、減額措置期間の終了により、令和4年度は本来の均等割額に戻ります。

医療保険分均等割額

令和3年度	令和4年度
14,800円	→ 22,800円

国民健康保険税・国民健康保険の一部負担金の減免等

問 保険医療課 2173

町の国民健康保険では、加入者の失業、疾病などにより収入が著しく減少し、利用しうる資産や能力の活用、または親族への支援の要請などを行ったにもかかわらず、国民健康保険税の納付や国民健康保険の一部負担金（医療機関等での自己負担額）の支払いが難しい場合などに、申請していただくことで、国民健康保険税や国民健康保険の一部負担金の減免を受けられる場合があります。

なお、減免などを受けるには申請が必要です。必要な書類や手続きは、保険医療課にお問い合わせください。

問 世帯の3か月間の実平均収入金額とその世帯の基準生活費※とを比較して、その世帯の3か月間の実平均収入金額が、その世帯の基準生活費の一定割合（表1、表2）以下の世帯で、その世帯の預貯金の額が基準生活費の3か月分以下の場合に減免等を受けることができます。

※基準生活費とは、生活保護法に規定する生活扶助、住宅扶助、教育扶助の金額を合計したものです。

○国民健康保険税の減免（表1）

生活困窮の場合の基準	
実収入金額の3か月間の平均金額	減免の割合
基準生活費の100分の105以下	100%
基準生活費の100分の105を超え100分の110以下	70%
基準生活費の100分の110を超え100分の120以下	50%
基準生活費の100分の120を超え100分の130以下	30%

○国民健康保険の一部負担金の減免等（表2）

実収入金額の3か月間の平均金額	減免等の区分
基準生活費の100分の105以下	一部負担金の免除
基準生活費の100分の105を超え100分の120以下	一部負担金の徴収猶予

○このほか火災、床上浸水などの災害により資産に重大な損害を受けた場合、国民健康保険税の減免を受けることができます。

災害の場合の基準	
災害の程度	減免の割合
住居の全焼・全壊	100%
住居の半焼・半壊	70%
床上浸水	50%

令和4・5年度の後期高齢者医療保険料

問 保険医療課 2175

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としています。埼玉県後期高齢者医療広域連合において、次のとおり保険料率が改定されました。

令和4年度分の保険料額決定通知書などは、7月中旬に送付予定です。

令和4・5年度 後期高齢者医療保険料率

均等割額 44,170円（2,470円増）
所得割率 8.38%（0.42%増）

保険料の 計算方法

年間保険料額（上限66万円※1） = 均等割額（44,170円） + 所得割額（賦課のもととなる所得金額※2 × 8.38%）

※1 賦課限度額が、64万円から66万円に引き上げられました。

※2 前年の収入から当該収入の種類に応じた金額を控除して所得を求めたのち、さらに基礎控除額を差し引いた額

保険料の軽減

所得が一定以下の方や被用者保険の被扶養者であった方は、保険料が軽減されます。詳しくは、町ホームページをご確認ください。

